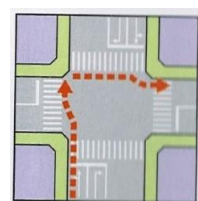


○	問1	そのとおり ¹⁾ 。
○	問2	道路交通法第53条に記されている。
×	問3	道交法第65条、第117条の2第1号により「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっている。
×	問4	交差する道路よりも優先するという標識であり、通行できる。
○	問5	道交法第71条第6号で「前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が必要と認めて定めた事項」とあり、これを受けて「東京都道路交通規則」第8条(3)～(5)に定められている。
○	問6	道交法第63条の7第1項に「自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を進行しなければならない」とある。
○	問7	「交通の方法に関する教則」(国家公安委員会告示)第3章第2節1「自転車の通るところ」(5)で「横断中の歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません」と規定されている。
×	問8	軽車両は除かれている ²⁾ 。
×	問9	積載物の大きさ制限違反となる。積載物の長さ及び幅の制限は、それぞれ積載装置の長さ又は幅に0.3mを加えた長さ及び幅をこえないこと、高さの限度は2mからその積載する高さを減じたものを超えないこととされている ²⁾ 。「傘立て器具」(積載装置)の幅に0.3mを加えた幅を超えるものや傘の上端が地上から2mを超える場合は違反となる。
○	問10	道交法第17条、第119条。
○	問11	道交法第2条2。
○	問12	道交法第34条3に「軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ交差点の側端に沿って徐行しなければならない」とある。右図のように行う。
×	問13	道交法第20条の2により「自動車」について規定されている。
○	問14	道交法第52条で車両等の灯火が規定され、道交法施行令第18条第1項第5号に「軽車両は公安委員会が定める灯火」と規定されており、東京都道路交通規則第9条に問の内容が記されている。
○	問15	同上の規定による。
○	問16	自転車法(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)に基づき義務化されている ¹⁾ 。



注: 1):「自転車の交通安全ブック」((一財)全日本交通安全協会)、2)東京都道路交通規則